

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

※ 改正後の銀行法施行規則を改正規則と略して記載

No	コメントの概要	金融庁の考え方
銀行法施行規則 1 条の 3 第 1 項 3 号関係		
1	<p>改正規則 1 条の 3 第 1 項 3 号で、新たに（有限責任組合員）「（外国の法令に基づいて設立された団体であつて投資事業有限責任組合に類似するもの（以下この号において「投資事業有限責任組合類似団体」という。）のこれに相当する構成員を含む。以下この号において「有限責任組合員」という。）」と改正されて、外国の LPS の LP として銀行が保有する議決権についても、子会社該当性等との関係での議決権とみなされなくなることになる。</p> <p>ただ、貴庁 HP のパブリックコメント募集ページにも「海外組合への LP 出資等に係る議決権の取り扱いの明確化」と記載のように、今回の改正前においても、少なくとも、上記「投資事業有限責任組合類似団体」の有限責任組合員相当の構成員である場合には、元々、保有議決権に含まないとする整理が貴庁からも認められてきたという理解でよいか。</p> <p>もしそのような理解でよろしい場合、それは法令の文言の合理的な拡張解釈・類推解釈によるもの（貴庁の法令においても、他の法令解釈と同様、文言だけでなく、一定の拡張解釈・類推解釈の余地があるもの）という理解でよいか。</p>	<p>本改正は、外国の法令に基づいて設立された投資事業有限責任組合に類似する団体の構成員となつて当該団体の財産として取得・保有する株式等に係る議決権（行使又は行使につき指図可能なものを除く。）を、銀行法 2 条 11 項等の規定により会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる議決権として位置づけるものです。</p> <p>その趣旨は、今回新たに規定する株式等に係る議決権について、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないとされるかどうかも含めて明確ではなかったことから、新たに規定を置くことにより、その取り扱いを明確化するものです。</p> <p>なお、各法令における拡張解釈・類推解釈の許容性については、各法令、各規定ごとに判断されるものと考えられます。</p>
2	<p>今回の改正においても、LPS において、組合財産としての株式等の議決権を組合共有する無限責任組合員（GP）の保有する議決権については、通常通り、組合共有する議決権の「全て」において、議決権を保有している理解となる（したがって、銀行の（銀行法上の）子会社である特定子会社が、LPS を介して 51% の議決権を組合共有している投資先は、銀行自体の（銀行法上の）子会社になる）ことは変わらない、という理解でよいか。</p> <p>また、この考え方を敷衍すると、例えば、ある銀行である LP が、LPS の出資総額の「5%」の投資事業有限責任組合の組合持分しか有していなかったとしても、GP に対して LPS の業務執行事項の全部若しくは一部を指図できる旨の LPS 契約を締結し、又は、GP と個別合意を結んでいるような場合には、当該 LP は、当該 LPS が保有する議決権全体について、保有しているとみなされることになる（結果、当該 LPS が投</p>	<p>ご質問及びご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、銀行の特定子会社が投資事業有限責任組合契約を締結し、投資事業有限責任組合の無限責任組合員となる場合において、当該特定子会社が当該投資事業有限責任組合の組合財産として保有する株式に係る議決権については、原則、無限責任組合員として当該投資事業有限組合に出資する出資比率に応じて保有しているものと考えられます。なお、一定の要件を満たす会社の議決権を特定子会社経由で銀行が保有する場合は、一定期間、当該特定子会社は銀行の子会社に該当しないものとみなされます。</p> <p>また、銀行が投資事業有限責任組合の組合財産として保有する株式に係る議決権であつて、その行使をすることができる場合及び行使につき無限責任組合員に指図ができる場合については、銀行法施行規則 1 条の 3 第 1 項 3 号に該当せず、銀行による当該投資事業有限責任組合に対する出資割合に応じて、組合財産として保有する株式に</p>

	<p>資先の議決権の51%を有している場合には、当該投資先は当該銀行であるLPの銀行法上の子会社として扱われることになる。これは潜脱防止の観点からやむをえない」という理解でよいか。</p> <p>銀行の他業リスクからの隔離、業務集中への効率性といった子会社業務範囲規制の趣旨からすると、そもそも現在の規制が、規制目的と手段との合理的関連性を失っているようにも思われ、銀行法施行規則1条の3自体を大幅修正することをご検討いただきたい。</p>	<p>係る議決権を銀行が保有することとなると考えられます。</p>
銀行法施行規則17条の2第5項		
3	<p>改正規則17条の2第5項で、ベンチャービジネス会社の条件を、設立の日等から「10年」を「20年」に緩和した件、「20年」という数字について、どうして「20年」とされたか、立法事実となるデータや、「20年」と定めている他の法令等があればその法令名・条文番号等をご教示いただきたい。</p>	<p>本件改正は、成長に時間を要するスタートアップを念頭に設立年数等要件の緩和を行ったものです。検討にあたって参考とした金融機関グループによる出資実績では、ディープレット関連企業を中心にIPOまでの期間が設立年数から15年を超える割合が5割を超える事例も認められたことから、設立年数等要件を「10年」から「20年」に緩和したものです。</p>
銀行法施行規則17条の2第14項、信用金庫法施行規則70条13項関係		
4	<p>「主として行うものに限る」との要件に具体的な数値基準はなく、本要件は、投資専門子会社の制度趣旨を踏まえ、投資専門子会社の本業は投資およびそのリターンの最大化であるため、あくまでも「経営に関する相談の実施」の主たる対象先は出資先（または出資見込み先）である、という趣旨で盛り込まれたものとの理解でよいか。</p>	<p>今回の改正は、特定子会社（投資専門子会社）に蓄積されているノウハウを企業支援等に最大限活用する観点から業務範囲の拡大を行ったのですが、投資専門子会社に経営に関する相談等業務が認められている趣旨が出融資先へのハンズオン支援能力の強化であることに鑑み、当該業務の主たる対象先は出融資先（又は出融資見込み先）となることが求められます。</p>
5	<p>投資専門子会社によるコンサルティング業務等に関しては、（1）顧客の経営課題等に応じてコンサルティング業務やビジネスマッチング業務の種類や方法等も異なってくること、（2）出資・融資先にはそれ以外の先よりも安価に支援を行うことも想定されることなど、金融機関グループによって手法が異なってくるものと考えられる。</p> <p>したがって、出資・融資先へのコンサルティング業務等を「主として行うものに限る」については、単純な収入額をもって判断する方法のほか、支援に要した時間や人件費等を勘案する方法など様々な考え方があるとの理解でよいか。</p>	<p>もっとも、出融資先に対するハンズオン支援として行う経営相談等業務については、当該業務自体の収入額を計上することが困難であることも想定されることなどから、「主として行うもの」への該当性に係る数値基準要件は設けておりません。</p> <p>「主として行うもの」への該当性は、個別事例ごとに実態に即して判断されるものですが、本制度の趣旨を踏まえ、また、その業務の内容、取引の実態等に照らして各金融機関がその該当性について合理的に説明できることが必要です。</p>
6	<p>本改正により、出資・融資先（見込みを含む）以外への投資専門子会社のコンサルティング業務等が可能となるが、あくまで出資・融資先へのコンサルティング業務等を「主として行うものに限る」とされている。この</p>	

	「主として行うもの」については、数値基準等は特段設けられず、当該金融機関グループで判断するとの理解で良いか。	
7	改正規則 17 条の 2 第 14 項で、特定子会社の経営相談等を行う業務について、「前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに限る。」にいう「主として」は、貴庁所管法令の他の「主として」の解釈と同様、50%以上行っていれば、少なくとも足りるという理解でよいか。また、その場合について、「年間売上 50%以上」であれば足りると思うが、どうか。例えば、「LPS 存続期間全体での見込み売上 50%以上」といった整理も許容可能か。「売上」でなく、「人月」単位で 50%という整理は可能か。	
銀行法施行規則 34 条の 32 第 1 項、34 条の 34、35 条 4 項柱書及び 2 号、35 条 8 項 4 号、別表第 2 関係		
8	銀行法施行規則 34 条の 32、34 条の 34、35 条 4 項柱書及び 2 号の改正により、従前であれば、銀行法 52 条の 39 第 1 項に基づき所定の方法（銀行法施行規則 34 条の 39）で 30 日以内に届出をする必要があった、改正前規則 34 条の 32 第 1 項 1 号及び 2 号に定める事項の変更について、銀行法 52 条の 37 第 2 項 3 号の添付書類に整理し直すことにより、上記銀行法 52 条の 39 第 1 項に基づく届出が不要となったが、上記経路での届出が不要となった事項（改正前規則 34 条の 32 第 1 項 1 号及び 2 号）は、改正規則 34 条の 34 第 1 項 1 号ハ及びニ、同項 2 号ハ及びニに、実質的に移った結果、改正規則 35 条 4 項 2 号の「第三十四条の三十四第一項第一号ハ若しくはニ又は第二号ハ若しくはニに掲げる書類に記載すべき事項に変更があった場合」で捕捉され、変更があった場合に事後届出が必要となる点は変わらず、銀行法 52 条の 39 第 1 項に定める「内閣府令で定めるところにより」との届出方法（銀行法施行規則 34 条の 39、別表第 2。例えば「別表第 2」に定める「理由書」の提出は法令上不要となる。）及び「30 日以内」という届出期間の縛りがなくなった（銀行法施行規則 35 条各項に基づく届出は 30 日以内に届出をしなくても、同条 10 項の場合を除き、許容される）ということが、今回の規制緩和の趣旨・内容という理解でよいか。	銀行代理業者の役員の兼職先の内容変更等に係る届出については、今回の改正前は、銀行法 52 条の 39 第 1 項、銀行法施行規則 34 条の 39、別表第 2 に基づき、変更があったときから 30 日以内に届出を行うことが求められていました。 今回改正は、銀行代理業者の役員の兼職先の内容等を許可申請書の添付書類に記載すべき事項として位置づける改正（改正規則 34 条の 34）を行ったうえで、当該添付書類に記載すべき事項に変更が生じた場合の届出を新設（改正規則 35 条 4 項 2 号）し、同号の届出について改正規則 35 条 8 項の対象（同項 4 号）とすることにより、当該届出を半期に一括で行うことを可能としたものです。
銀行法施行規則 35 条 8 項関係		
9	改正規則 35 条 8 項における、「変更があった際には、半期ごとに一括して届出を行う」件について、その届出時期は所属銀行の決算期等にあわせて 3 月末（下半期）、9 月末（上半期）	届出の基準日を 3 月末、9 月末とすること、また、半期のうちに複数の変更が生じた場合に、都度個別表を作成し、半期毎の届出の総括表に添付

	<p>を基準と解してよいか。  上記において届出の期限は基準日以降可能な限り速やかに届出することよと理解してよいか。また半期のうちに複数の変更があった場合、その変更の都度の個別表を作成し（半期ごとの届出の総括表に）添付するという理解でよいか。</p>	<p>をしたうえで、基準日以降速やかに提出いただくという方法を取っていただくことも可能です。</p>
<p>その他</p>		
<p>10</p>	<p>今般の「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等においては、以下の（1）～（4）等の改正内容が示されている。</p> <p>（1） 海外組合への LP 出資等に係る議決権の取り扱いの明確化</p> <p>（2） 銀行等の特定子会社（投資専門子会社）が出資可能なベンチャービジネス会社の設立年数等要件の緩和</p> <p>（3） 銀行等の特定子会社（投資専門子会社）の併營業務（コンサルティング業務等）の範囲の緩和</p> <p>（4） 銀行代理業者に係る変更届出（役員の兼職先の内容変更等に係る届出）の見直し</p> <p>（1）については、現状、国内組合への LP 出資を通じて組合財産として取得・所有する株式等については、議決権行使等が可能な場合を除き、議決権保有規制の対象となる議決権から除外されているが、海外組合への LP 出資経由の場合にも同様の取扱いとなるか明確化されていなかった。今回の改正により、海外組合への LP 出資経由の場合にも同様であることが明確化されたため、銀行は、日本、海外いずれの組合・団体への LP 出資においても同様にスムーズな出資が可能となり、国内の事業会社としても、銀行からの LP 出資を通じた支援を受けやすくなるものとする。</p> <p>（2）については、投資専門子会社が出資可能なベンチャービジネス会社の設立年数等要件が10年未満から20年未満に緩和されることにより、創薬分野等の成長に時間を要する領域のスタートアップに対しても、銀行が投資専門子会社を活用して資金を供給し、新たな事業分野の開拓を幅広く支援することが可能になるものとする。</p> <p>（3）については、今回の改正により、投資専門子会社が、出資先・出資見込み先を主たる対象としつつも、これ以外の者に対してもコンサルティング業務を行うことが可能となることから、投資専門子会社に集約・蓄積された投資管理のノウハウをより有効に活用できるようになるものとする。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

(4)については、役員の兼職先の内容変更等に係る届出について、変更が生じた日から30日以内に届出が必要だったところ、半期毎の一括届出によることが可能となることから、銀行代理業者の管理負担が軽減され、銀行としては既存事業者との協業施策の運営安定化、協業範囲の拡大のほか、新規事業者の参入を後押しすることにより、新たな事業価値創造・価値提供につながるものとする。

以上の理由から、当協会は本般の改正の趣旨に賛同する。